

外国為替証拠金取引「外貨24Plus」契約締結前交付書面 改定 新旧対照表

新	旧
<p>☆益金に係る税金</p> <p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、<u>2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税15%、地方税が5%となります。その損益は差金等決済した他の先物取引と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</u></p> <p>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。</p> <p>金融商品取引業者は、顧客に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>※ スワップポイントはロールオーバー時に取引価格に反映され、反対売買時の損益に含まれて算出されるため、お客さまは特別な計算を行う必要はありません。</p> <p>※ 外国為替証拠金取引は店頭取引も取引所取引も、特定口座では取扱えません。</p> <p>※ <u>今回の改正により 取引所における外国為替証拠金取引、株価指数先物・オプション取引と同じ申告分離課税の取扱いとなり損益通算が可能となります</u></p>	<p>☆益金に係る税金</p> <p>個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、<u>「雑所得」として総合課税の対象となりますので、原則として確定申告をする必要があります。</u></p> <p>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。</p> <p>金融商品取引業者は、顧客に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>※ スワップポイントはロールオーバー時に取引価格に反映され、反対売買時の損益に含まれて算出されるため、お客さまは特別な計算を行う必要はありません。</p> <p>※ 外国為替証拠金取引は店頭取引も取引所取引も、特定口座では取扱えません。<u>また、取引所における外国為替証拠金取引、株価指数先物・オプション取引による利益は同じ雑所得に当たりますが、申告分離課税であるため取扱いが異なります。</u></p>